

# 介護保険料の減免のお知らせ

お知らせ

問 佐賀中部広域連合 業務課  
地域包括支援課  
☎ 40-11135  
☎ 75-6033



次の条件に当てはまる人は、介護保険料が減免される場合があります。

## 《新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難になった人》

- ①世帯の主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
- ②世帯の主な生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の要件に該当する場合

- ・ 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年の収入の3割以上減少する見込みであること
- ・ 減少が見込まれる収入以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

## 《災害で損害を受けた人》

- ・ 損害割合が10分の3以上である場合
- ・ 前年中の世帯の合計所得金額の合計額が1,000万円以下である場合

## 《失業や長期入院などで収入が著しく減少した人》

- ・ 当該年の世帯の合計所得金額の合計額の見積額が前年中の世帯の合計所得金額の10分の5以下であること

## 《低所得者で生活に困窮している人》

- ・ 計所得金額の合算額の10分の5以下であること
- ・ 前年中の世帯の合計所得金額の合計額が1,000万円以下であること

- ・ 令和3年度の介護保険料段階が第2段階または第3段階であること
- ・ 世帯の令和2年の年間収入額が88万円以下であること（世帯員が1人増えることに41万円加算）
- ・ 住民税課税者と生計を共にしていないこと
- ・ 住民税課税者である親族などに扶養（税・医療）を受けていないこと

- ・ 世帯全員の預貯金が180万円以下であること（預貯金には、生命保険の返戻金なども含む）
- ・ 世帯全員が所有する不動産（自己居住用および生計維持のためのものを除く）を活用しても生活に困窮していること

## ■申請方法

申請内容によって提出する書類が異なるため、事前に問い合わせください。

# 年金生活者支援給付金対象者に請求書が郵送されます

問 佐賀年金事務所  
市民生活課 保険年金係  
☎ 31-4191  
☎ 75-2159



年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。受け取るためには、請求書の提出が必要です。

## ■対象者

- ◎ 老齢基礎年金を受給している人（以下の要件をすべて満たす人）
- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者
- ② 同一世帯の全員が市民税非課税
- ③ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
- ◎ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人
- 前年の所得額が約472万円以下

## ■請求手続き

◎ 新たな対象者には、年金生活者支援給付金請求書を順次郵送していますので、日本年金

機構への提出をお願いします。令和4年1月4日までに請求手続が完了すると、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができ、令和3年に年金生活者支援給付金を受給している人の手続きは不要です。

◎ 新たに老齢・障害・遺族基礎年金を請求する人は、年金の請求書を提出する際に、あわせて年金生活者支援給付金請求書を提出してください。

■給付金専用ダイヤル  
☎ 0570-10514092  
(ナビダイヤル)

